

入札説明書

件名

個人市民税課税資料データ入力業務委託

仙台市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和2年6月4日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 個人市民税課税資料データ入力業務委託 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和3年1月22日から令和3年4月19日まで

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。
また、当該資格において営業種目を「情報処理」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手續中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) プライバシーマークの付与を受けていること。
- (9) 平成27年4月1日以降に、官公庁発注の契約において、給与支払報告書の情報の入力業務（付随業務を含めた契約で可）を履行した実績を有すること。但し、同一年度分の情報入力件数が20万件未満の場合は、本案件の入札参加資格を有するとは認めない。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申

請書類」という。)を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時において4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時において4(1)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：① 一般競争入札参加申請書

(添付書類)

② プライバシーマーク登録証の写し

③ 業務実績調書（別紙様式1）

※当該実績の契約書（仕様書を含む）の写しを添付すること。添付書類から業務内容又は入力件数が確認出来ない場合は、追加資料の提出を求めることがあるので注意すること。

イ 提出期間：令和2年6月4日から令和2年6月23日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和2年6月23日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は令和2年7月3日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

(3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

(4) 本入札の参加希望者は、本市「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に留意すること。なお、ガイドラインに関するホームページのアドレスは下記のとおり。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/guidelines.html>

なお、ガイドラインの6(4)において、ガイドライン対象である業務については、再委託が原則として禁止されていることに注意すること。

また、ガイドラインの5(9)により、個人情報保護責任者が仙台市の指定する個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を受講している必要があることに注意すること。個人情報保護責任者が過去に当該研修を受講していない場合は、下記アドレスのホームページで当該研修の詳細及び日程を確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/kenshu.html>

6 令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者等の手続き

(1) 本入札の参加希望者で、令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、

4 (1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：令和2年6月4日から令和2年6月15日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和2年6月15日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：5 (1) ウと同じ。

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

(3) 4 (1)に掲げる令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4 (1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5 (1)に掲げる申請書類等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届（様式第10号）」を提出すること（「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可（登録）証明書の写しを添付すること）。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

7 仕様書に対する質問

(1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5 (1) イと同じ。

ウ 提出場所：5 (1) ウと同じ。

エ 提出方法：5 (1) エと同じ。

(2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和2年7月3日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時：令和2年7月16日 13時30分

ただし、郵便による入札の受領期限は令和2年7月15日とする。

(2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：契約金額の10分の1以上とする。

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札關係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札關係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
 - ア 件名（個人市民税課税資料データ入力業務委託）
 - イ 入札金額（総額（課税業者にあっては消費税及び地方消費税相当額抜き））
 - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
 - エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
 - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）
 - カ 入札者氏名及び押印（押印は、外国人にあっては、署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号），件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、

8 (2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8 (1)に示した受領期限までに、8 (2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならぬ。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を一旦落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者に対しては、別添契約書案及び仕様書に規定する個人情報保護規定の遵守の可否について調査を行い、個人情報保護の対策が適切かつ十分であると業務担当課の長が認めた場合に落札者とする。認められない場合にあっては、予定価格以下で当該落札候補者に次いで低い価格で入札した者について同様の調査を行い、落札者を決定する。なお、次順位価格入札者が認められない場合は、順に低い価格の入札者について同様の手続きを行う。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (5) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者又は落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになつたとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、交付された日から10日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
(添付書類)
- プライバシーマーク登録証の写し

□ 業務実績調書（別紙様式1）

※当該実績の契約書（仕様書を含む）の写しを添付すること。添付書類から業務内容又は入力件数が確認出来ない場合は、追加資料の提出を求めることがある。

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
(免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。
写真付名刺、健康保険証は不可。)
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛て先) 仙台市長

申請人住所

商号又は名称

氏 名

印

電話番号

物品等又は特定

役務の名称（件名）

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

連絡先 担当者氏名

電話番号

E-mail :

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。

質 疑 応 答 書

件名

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

(別紙様式 1)

あて先 仙台市長

業務実績調書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の委託業務実績について、事実と相違ないことを誓約します。

委託業務実績

業 務 名	
発 注 者	
業 務 内 容	
契 約 金 額	円
履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日以降、官公庁発注契約において、給与支払報告書の情報を入力する業務（付随業務を含めた契約で可）について記載すること。尚、同一年度の情報入力件数が 20 万件未満の場合、参加資格を有するとは認めない。
- (2) 契約書（仕様書を含む）の写しを添付すること。添付書類から業務内容又は入力件数が確認出来ない場合は、追加資料の提出を求めることがある。

印

入札書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

年　　月　　日

(宛て先)

様

会社（商店）名

入札者氏名

印

（注）委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

印

入札書

※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

※支店長が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社（商店）名

〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇〇

印

※支店長が入札を行う場合は、「支店長〇〇〇〇」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

印

入札書

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

仙台市長 様

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。
なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

会社（商店）名

〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名

〇〇〇〇

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は を代理人と定め、 年 月 日

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

樣

住 所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 ○○○○

氏名 代表取締役 ○○ ○○

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する

一切の権限を委任します。

記

件名 ○○○○○○○○ 業務委託

使　　用　　印　　鑑



- ・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。
 - ・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

受任者は次の印鑑を使用します

- この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。
入札書にはこの印を押印すること。

【案】

契 約 番 号
第 号

業 務 委 託 契 約 書

印 紙

1 委託業務名 _____

2 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税
及び地方消費税額)

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

4 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記業務について、仙台市（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る
〔課免〕税業者_____（以下「受注者」という。）

は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所
氏名

印

受注者 住所
氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に契約書記載の業務（仕様書に定める契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合は、成果物の完成を含む。）を完了し、成果物がある場合は、完成した成果物を発注者へ引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、業務の履行について必要があるときは、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定義)

- 第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務履行計画表等の提出)

- 第2条の2 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務履行計画表の再提出を請求することができる。こ

の場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(**契約の保証**)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
 - 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(**権利義務の譲渡等の禁止**)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(**秘密の保持**)

第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(**個人情報の保護**)

第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、その使用者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理す

るために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第7条第1項ただし書きの規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 10 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に業務の処理を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。
- 3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることはできない。
- 4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務関係者に対する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(履行報告)

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第14条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第15条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第16条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第17条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(臨機の措置)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

(一般的損害等)

第 19 条 業務を行うにつき生じた損害（引渡し前の成果物に生じた損害及び第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第 20 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査をしなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

4 受注者は、成果物がある場合において、第 2 項（前項において適用する場合を含む。）に定める検査に合格したときは、直ちに発注者へ引渡しを行わなければならない。

(業務委託料の支払い)

第 21 条 受注者は、前条第 2 項の検査（同条第 3 項において適用する場合を含む。）に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(区分払)

第 22 条 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

(契約不適合責任)

第 23 条 発注者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。）が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議のうえ、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 24 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 26 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）第 5 条第 2 項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

（発注者の催告による解除権）

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第 23 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 26 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 4 条の規定に違反してこの契約によって生ずる債権を譲渡したとき。

二 この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の債務を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 業務及び成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するとき。

イ 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。

ロ 受注者に対してなされた独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。

ハ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

八 第 29 条又は第 30 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 暴力団（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（要綱第 2 条第 4 号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 受注者の代表役員等(要綱別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。)又は一般役員等(要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。)が暴力団員若しくは暴力団関係者(要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部(以下「県警」という。)から通報があり、又は県警が認めたとき。

ロ 受注者(その使用人(要綱別表第2号に規定する使用人をいう。)が受注者のために行つた行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。),受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等(要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ハ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ニ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ホ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があつたと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ヘ 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

ト 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例(平成25年仙台市条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(チに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等排除に係る報告義務)

第28条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等(仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。)から不当介入(要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。)を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力をうととともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等(要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。)が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

(受注者の催告による解除権)

第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第12条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条 第29条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第32条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の規定のほか、この契約が解除された場合において、業務の主目的の達成に必要と認める既履行部分があるときは、既履行部分を検査することができる。この検査において合格と認める場合、発注者は、当該既履行部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

4 前2項に規定する既履行部分に相応する委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第33条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この業務に契約不適合があるとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第 25 条又は第 26 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項各号に定める場合（第 26 条第 7 号、第 9 号並びに第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第 35 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 29 条又は第 30 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 21 条第 2 項（第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（損害賠償の予定）

第 36 条 受注者は、第 26 条第 7 号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条同号イに該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害

賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなつた場合においても、同様とする。

(契約不適合責任期間等)

第37条 発注者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。以下この条において同じ）に関し、第20条の規定による検査にて合格した日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 完了した業務の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者が指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第38条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(契約外の事項)

第39条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

内訳書

委託料総額 _____ 円

年 月	金 額	摘 要	支 出 命 令 年 月 日
令和3年1・2月分		委託料総額の50%とする	
令和3年3月分		委託料総額の40%とする	
令和3年4月分		委託料総額の10%とする	

仕 様 書

1 委託業務名

個人市民税課税資料データ入力業務委託

2 業務履行の概要

- (1) 本市が指示する「令和 3 年度個人市民税課税資料データパンチ要領」に基づき、個人市民税課税資料データ（以下「課税資料データ」という。）の入力業務を行う。なお、パンチ要領の提供については令和 2 年 12 月を予定している。税制改正等の影響により課税資料様式等の見直しが行われた場合には、データパンチ要領についても本市と受注者が協議の上必要な見直しを行う。
- (2) 本業務に使用する入力機器（以下「入力機器」という。）の導入、保守及び撤去作業を行う。
- (3) 入力した課税資料データの電子媒体への記録・納品を行う。
- (4) 市民税・県民税申告書と市民税・県民税申告書（簡易申告書）については入力データと併せて本市が指定したレイアウトで印刷した紙媒体を納品する。

3 業務履行の場所

仙台市役所北庁舎 3 階作業室（面積 95 m²）

（住 所）仙台市青葉区二日町 1 番 1 号

（作業室内の状況）

- ・ 電源コンセントと OA タップは既設のものを使用すること。
- ・ 会議用テーブル、ホワイトボードは使用可。

（セキュリティ）

- ・ 作業室入口に入退室管理装置（静脈認証）を常備。入室の際は必ず認証すること。

（昼休みの休憩場所）

- ・ 12 時 00 分から 13 時 00 分の間、北庁舎 4 階税務部会議室を開放（椅子 16 脚）

4 業務履行期間及び作業時間

（1）業務履行期間

令和 3 年 1 月 22 日（金）～令和 3 年 4 月 19 日（月）

（2）業務履行場所の原状回復

履行完了日までに業務履行場所を原状回復すること。

（3）作業日及び作業時間

- ① 作業日は原則平日、時間は 9 時～20 時（最長 22 時） とする。
- ② データ入力件数が予定件数より大幅に増えた場合、本市と受注者が協議の上、平日以外の作業を行わなければならない。なお、平日以外に作業を行う場合は作業の 4 営業日前までに作業員名簿を提出すること。
- ③ スケジュールは受注者側で策定することができる。
- ④ 作業期間内に作業日程の予定件数に達しない場合は、受注者の負担で作業時間外に作業を行うものとする。この場合、受注者は事前に本市へ報告すること。

5 業務従事者の配置

- (1) 業務従事者には、管理者、副管理者及びオペレータを配置すること。なお、管理者及び副管理者はオペレータ作業に従事することも可能とする。
- (2) 管理者又は副管理者は常駐すること。
- (3) 管理者は、作業全体の進捗状況及び個々の作業員の作業状況について、適切な事務処理が行われるよう指揮監督するものとし、作業員に対して必要な指示を行うこと。また、仕様書に定める事務処理手順が遵守されていない場合などは隨時是正を図ること。
- (4) オペレータの人員については、作業日程に基づき、必要な人員を配置すること。なお、作業の遅延が予想される場合は、予め業務従事者の増員を行い、遅延がないよう対処すること。
- (5) オペレータの選定に当たっては、入力業務に関する実務経験を有し、その能力が高いと認められる者を選定すること。また、事前に入力業務の研修を行うこと。
- (6) オペレータのシフト勤務は許可する。

6 業務履行計画表、業務担当者届及び着手届について

- (1) 受注者は、業務履行開始日の 5 営業日前までに、作業の手順、作業日程及び人員体制等必要な事項について記載した業務履行計画表及び業務担当者届を提出し、あらかじめ本市の了承を得た上で作業に着手するものとする。
- (2) 業務履行計画表については提出前に本市と受注者で内容の協議を行い、本市の了承を得るものとする。
- (3) 受注者は作業に着手してから 5 営業日以内に着手届を提出するものとする。
- (4) 業務履行計画表の内容について、業務開始後であっても見直しの必要がある場合には、本市と協議の上隨時修正を行うこと。

7 履行状況の報告と確認

- (1) 受注者は作業終了後、別に定める業務日報を作成し、翌営業日までに本市に進捗状況等を報告しなければならない。併せて、別に定める作業室入退室管理簿兼出勤簿を提出すること。
- (2) 本市は報告内容により、履行状況を把握するものとする。
- (3) 本市と受注者は毎週 1 回進捗管理の打ち合わせを行い、受注者は議事録を作成し 5 営業日以内に本市へ提出しなければならない。
- (4) 受注者は、業務日報を毎月とりまとめて作業月報と業務完了届を作成し、翌月 8 営業日以内に報告しなければならない。

8 業務従事者の研修

- (1) 受注者は受託に係る業務を円滑に行うため、業務マニュアルを作成し、令和 3 年 1 月 26 日(火)までの間に業務履行場所において業務従事者に対し、次の事項に留意した事前研修を行うこと。
 - ① 関係法令等、業務に必要な知識を習得させること。
 - ② 業務の重要性を理解させること。
 - ③ 守秘義務を理解させること。

- (4) 端末機を迅速に操作する技能を習得させること。
 - (5) 事務処理手順を理解させること。
- (2) 受注者が行う事前研修の講師は、各業務についての知識を有する者に行わせなければならない。
- (3) 受注者は、事前研修を行うに当たって、事前に実施計画書を書面で提出するものとし、実施後に実施報告書を提出するものとする。
- (4) 受注者は、履行開始後においても、定期的に（1）の事項に留意した研修を行い、常に従事者の技術向上に努めなければならない。
- (5) 業務従事者は本市が定めた日に、本市職員が講師となる研修を必ず受講すること。

9 セキュリティの確保

受注者は業務の履行にあたり、万全のセキュリティ対策を実施すること。セキュリティ確保に係る負担については、受注者が負うものとする。

なお、セキュリティの確保については「仙台市行政情報セキュリティポリシー」を参考すること。また、管理者が本市のセキュリティ研修を受講していない場合は、業務履行前に必ず受講すること。（「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は下記アドレスを参照のこと。）

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

10 秘密の保持等

受注者は、この業務の履行に当たって取り扱う課税資料データが高度な個人情報であることを認識し、秘密の保持に関する全ての法令、契約書の条項、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

また、誤入力を防止する手段については「個人情報の保護に関する計画書」に具体的に記載すること。

なお、「個人情報の保護に関する計画書」については契約業務履行開始日の5営業日前までに提出し、本市の承認を得ること。

11 事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。このことについては、委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

12 支払条件

業務委託料は、業務委託契約書の内訳書の区分に応じて月ごとに支払う。

年 月	割 合
令和 3 年 1・2 月分	委託料総額の 50%
令和 3 年 3 月分	委託料総額の 40%
令和 3 年 4 月分	委託料総額の 10%

13 提出書類等

提出書類及びその提出期限については、次表のとおりとする。なお、書類は全て日本語で記載し、原則として A4 版で作成すること。※次表に示す書類のほか、本市が必要とする書類がある場合には本市と受注者が協議の上、その都度提出すること。

(1) 契約締結後～業務履行開始前

No.	提出書類名称	提出期限
1	業務履行計画表	業務履行開始 5 営業日前
2	業務担当者届	同上
3	個人情報の取扱いに係る作業場所及び作業内容に関する届	同上
4	個人情報の取扱いに係る管理監督者に関する届	同上
5	個人情報の取扱いに係る作業従事者に関する届	同上
6	誓約書の写し	業務開始前
7	個人情報保護等に関する計画書	業務履行開始 5 営業日前
8	事前研修実施計画書	研修実施前日
9	事前研修実施報告書	研修実施後 5 営業日以内
10	入力機器導入計画書	契約締結後 5 営業日以内
11	入力機器導入作業報告書 及び計器類を含む入力機器一覧	導入作業後 5 営業日以内

(2) 業務履行開始後

No.	提出書類名称	提出期限
1	着手届	業務履行開始後 5 営業日以内
2	貸与品等の借用書	引渡日から 5 営業日以内
3	日報	翌営業日
4	作業室入退室管理簿兼出勤簿	同上
5	納品書	納品時
6	申告書チェックリスト	納品当日
7	業務打ち合わせ議事録	打ち合わせ日から 5 営業日以内
8	月報	翌月 8 営業日以内

9	特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告書	同上
---	-------------------------	----

(3) 業務履行完了後

No.	提出書類名称	提出期限
1	データ消去報告書	作業終了後 5 営業日以内
2	統計データ(平均タッチ数)	同上

14 本仕様書に定めのない事項、疑義

- (1) 本仕様書に定めのない事項については本市と受注者が協議の上定めるものとする。
(2) 本仕様書の定めに疑義が生じた場合は本市と受注者が協議の上対応するものとする。

総括的事項

1 作業日程

「作業日程」（別紙 1）のとおりとする。

2 課税資料の種類

データ入力を行う課税資料の種類は以下のとおりとする。

- (1) 納付金支払報告書（総括表）仙台市様式
- (2) 納付金支払報告書（総括表）共通様式
- (3) 納付金支払報告書
- (4) 公的年金等支払報告書（総括表）共通様式
- (5) 公的年金等支払報告書
- (6) 市民税・県民税申告書
- (7) 市民税・県民税申告書（簡易申告書）
- (8) KSK入力票
- (9) 寄附金税額控除に係る申告特例通知書

3 業務履行の方法

- (1) 受注者は入力機器を導入し、保守を実施する。
- (2) 本市は電子媒体（DVD-R）にて、課税資料イメージファイル（JPG）と資料番号を記録した「入力データ送付書兼資料番号管理表」をデータ持込日の指定した時間（概ね 11 時頃）に受注者へ引き渡す。
- (3) 受注者は（2）のデータをコピーし、完了次第、電子媒体を本市に返却する。
- (4) 受注者は（2）のデータを基に入力業務を行い、課税資料データ（固定長ファイル）を作成する。
- (5) 納付金支払報告書及び公的年金等支払報告書の課税資料データの納品に当たり、課税資料データと「入出力編集仕様書」（別紙 6）に基づく給報報告者データを突合し、「給報年報提出リスト一覧」（別紙 7）に該当するものがある場合はリストを本市へ提出する。また、受注者は本市の指示により課税資料データの修正を行う。
- (6) 受注者は納付金支払報告書の第 1 回持込分に当たり、成果品の内容を確認するため令和 3 年 2 月 2 日（火）15 時までに 5,000 件程度を納品すること。
- (7) 受注者は電子媒体（DVD-R）に課税資料データを記録し、納品確認書と併せてデータ納品日の指定した時間（概ね 12 時）までに納品する。
- (8) 受注者は受注者が用意した用紙とプリンタで市民税・県民税申告書及び市民税・県民税申告書（簡易申告書）のチェックリストを印刷し、課税資料データの納品日の翌日までに納品する。
- (9) 業務終了後、受注者は個人情報に係るデータをすべて削除し、入力機器を撤去する。

4 データ受け渡しの方法

「データ收受管理簿」（別紙 8）で管理すること。

5 入力機器

入力機器及びソフトウェア等は「入力機器仕様」（別紙 2）に掲げる性能、容量及び機能を満たすこと。また、作業に必要なロッカー等の什器類（鍵付き書庫、傘立て、シュレッダーも含む）及び事務用品や消耗品等を用意すること。

6 データ入力の精度

- (1) 課税資料のデータ入力は、一次入力と検査入力の2回実施すること。検査入力については一次入力を行った者とは別の者が行うこと。
- (2) 課税資料イメージファイルが不鮮明な部分については入力を行わず、本市が定める疑義依頼票で照会すること。管理者は疑義依頼票の提出前に必ず内容を確認し、判読可能なものは管理者がデータ入力を行うこと。

作業日程

午前11時頃持込

午前12時頃納品厳守

1. 給報

回数	予定			実績	納品					
	持込日※	曜	件数	件数	納品日	曜	件数			
1	令和3年1月29日	金	70,000		令和3年2月2日 令和3年2月9日	火 火				
2	令和3年2月5日	金	70,000		令和3年2月16日	火				
3	令和3年2月12日	金	70,000		令和3年2月24日	水				
4	令和3年2月19日	金	70,000		令和3年3月2日	火				
5	令和3年2月26日	金	40,000		令和3年3月9日	火				
6	令和3年3月5日	金	40,000		令和3年3月16日	火				
7	令和3年3月12日	金	20,000		令和3年3月23日	火				
8	令和3年3月19日	金	5,000		令和3年3月30日	火				
9	令和3年3月26日	金	5,000		令和3年4月6日	火				
10	令和3年4月2日	金	5,000		令和3年4月9日	金				
11	令和3年4月9日	金	5,000		令和3年4月14日	水				
合計			400,000	0	合計					
(備考)										
※1ロッド分の持込完了日であり、日次の持込を想定										
※電子提出への移行状況により件数が減少する可能性あり										

2. 年金給報

回数	予定			実績	納品					
	持込日※	曜	件数	件数	納品日	曜	件数			
1	令和3年3月12日	金	1,000		令和3年3月23日	火				
2	令和3年4月5日	月	1,000		令和3年4月8日	木				
合計			2,000	0	合計					
(備考)										
※1ロッド分の持込完了日であり、日次の持込を想定										

3. 寄附申告通知書

回数	予定			実績	納品		
	持込日	曜	件数	件数	納品日	曜	件数
1	令和3年2月19日	金	500		令和3年2月25日	木	
2	令和3年3月19日	金	200		令和3年3月24日	水	
合計			700	0	合計		
(備考)							

作業日程

午前11時頃持込

午前12時頃納品厳守

4. 市申簡易

回数	予定			実績 件数	納品		
	持込日	曜	件数		納品日	曜	件数
1	令和3年2月8日	月	3,000		令和3年2月9日	火	
2	令和3年2月15日	月	2,000		令和3年2月16日	火	
3	令和3年2月22日	月	3,000		令和3年2月24日	水	
4	令和3年3月1日	月	3,500		令和3年3月2日	火	
5	令和3年3月8日	月	3,000		令和3年3月9日	火	
6	令和3年3月15日	月	2,500		令和3年3月16日	火	
7	令和3年3月22日	月	1,500		令和3年3月23日	火	
8	令和3年3月29日	月	1,000		令和3年3月30日	火	
9	令和3年4月5日	月	500		令和3年4月6日	火	
合計			20,000	0	合計		

5. 市申一般

回数	予定			実績 件数	納品		
	持込日	曜	件数		納品日	曜	件数
1	令和3年2月22日	月	300		令和3年2月24日	水	
2	令和3年3月1日	月	200		令和3年3月2日	火	
3	令和3年3月8日	月	200		令和3年3月9日	火	
4	令和3年3月15日	月	200		令和3年3月16日	火	
5	令和3年3月22日	月	200		令和3年3月23日	火	
6	令和3年3月29日	月	200		令和3年3月30日	火	
7	令和3年4月5日	月	100		令和3年4月6日	火	
合計			1,400	0	合計		

6. KSK入力票

回数	予定			実績 件数	納品		
	持込日	曜	件数		納品日	曜	件数
1	令和3年2月8日	月	1,000		令和3年2月10日	水	
2	令和3年2月15日	月	1,500		令和3年2月18日	木	
3	令和3年2月22日	月	1,500		令和3年2月25日	木	
4	令和3年3月1日	月	3,000		令和3年3月4日	木	
5	令和3年3月8日	月	10,000		令和3年3月11日	木	
6	令和3年3月15日	月	10,000		令和3年3月18日	木	
7	令和3年3月22日	月	12,000		令和3年3月25日	木	
8	令和3年3月29日	月	12,000		令和3年4月1日	木	
9	令和3年4月5日	月	4,000		令和3年4月8日	木	
10	令和3年4月8日	木	10,000		令和3年4月12日	月	
11-1	令和3年4月9日	金	10,000		令和3年4月13日	火	
11-2	令和3年4月12日	月	5,000				
12-1	令和3年4月13日	火	7,000		令和3年4月14日	水	
12-2	令和3年4月14日	水	3,000				
合計			90,000	0	合計		

※件数については変動あり

※12回目の納品時間は延長可能

入力機器仕様

1 機器仕様

(1) ハードウェア

入力機器は「機器詳細仕様」(別紙3)に掲げる性能、容量等を満たすこと。

(2) ソフトウェア

ソフトウェアは「ソフトウェア仕様」(別紙4)に掲げる機能を満たすものを用意し、入力機器に搭載すること。

2 導入作業

(1) 導入計画及び作業手順書作成

本市と協議した上で導入計画書及び作業手順書を作成し、本市の承認を得ること。なお、導入する入力機器の仕様を導入計画書に添付すること。

(2) 入力機器のセットアップ、設置、接続、動作確認

入力機器を本市指定の場所に設置し、動作確認を行うこと。その際、必要なケーブル、モール等は全て受注者の負担で用意すること。養生に係る費用は受注者の負担とする。また、梱包用資材の処分は受注者の負担において適切に処理すること。

3 保守等

(1) 保守

保守内容は以下のとおりとし、これらの費用はすべて契約に含むものとする。

- ① 受注者は、業務履行期間中に入力機器に障害が発生した場合、入力機器の修理、部品の交換等を行い、当該入力機器を障害発生前の状態まで復旧させること。なお、復旧作業には入力機器上で稼動するソフトウェアの設定等を含むものとする。
- ② 入力機器に障害が発生した場合は、2時間以内に復旧作業に着手すること。
- ③ 障害の復旧作業は、部品の修理、交換を含め、作業開始から1日以内に全て完了すること。ただし、代替機器をもって替えることもできるとする。この場合、代替機器及びその設定や設置に係る費用は全て受注者の負担とする。
- ④ 障害でハードディスクの交換が必要となる場合は、新しく交換したハードディスクに対してリカバリメディアを用い障害前の状態までのセットアップ作業を行うこと。また、故障したハードディスクは、データ消去を行うとともに、処理が完了した旨の証明書を本市へ提出すること。
- ⑤ 受注者は、障害復旧作業完了後、速やかに障害報告書を提出すること。なお、障害報告書には、障害原因、障害内容、障害部位、復旧作業内容及び交換部品等を記載すること。

別紙2

（2）入力機器の撤去等

- ① 受注者は、業務期間経過後、受注者の負担において入力機器の撤去を行うこと。
- ② 養生に係る費用は受注者の負担とする。また、梱包用資材の処分は受注者の負担において適切に処理すること。
- ③ 撤去に際しては、委託履行場所において入力機器のデータ消去を行うこと。データ消去は、データ復元ソフトウェア等を用いてもデータが復元できないよう、完全に行うこと。また、データ消去が完了した旨の証明書を本市へ提出すること。

4 入力機器の搬入と搬出日程の厳守

（1）搬入

令和3年1月22日（金）から令和3年1月24日（日）までの間
但し、平日に搬入する場合は17時以降に実施すること。

（2）搬出

令和3年4月16日（金）から令和3年4月18日（日）までの間
但し、平日に搬出する場合は17時以降に実施すること。

（3）平日の時間外および休日に搬入・搬出作業を行う場合

4 営業日前までに本市へ作業員および車両番号、車種等がわかる書類を提出すること。

別紙3

機器詳細仕様

※ 入力オペレータ用端末と管理者用端末及びサーバのネットワークを構築すること。

項目	仕様
1 入力オペレータ用端末	<u>作業日程（別紙1）</u> に基づき、必要な台数を設置する。
OS	入力ソフト、イメージビューアソフトが正常かつ円滑に動作する機能を有するもの。
CPU	OSがWindowsの場合はサポート期間内のものとする。
メモリ	
HDD	
補助記憶装置	内蔵されている場合には書き込み不可とすること
ディスプレイ	液晶 17 インチ以上 ※端末 1 台に対して、入力ソフト用 1 台、イメージビューアソフト用 1 台の計 2 台でも可とする。
キーボード	特に指定なし
ネットワーク	100BASE-TX 以上のインターフェイスを備えること。
その他	<ul style="list-style-type: none">定期的にウィルス対策を行い、パターンファイル等は常に最新状態を保つこと。インターネットの接続は不可とする。
2 管理者用端末	1 台以上
OS	入力ソフト、イメージビューアソフトが正常かつ円滑に動作する機能を有するもの。
CPU	OSがWindowsの場合はサポート期間内のものとする。
メモリ	
HDD	
補助記憶装置	DVD スーパーマルチ ドライブ(DVD±R 2層書き込み対応) ※CD および DVD の読み書きができること。
USB ポート	1 個以上
ディスプレイ	液晶 17 インチ以上
ネットワーク	100BASE-TX 以上のインターフェイスを備えること。
その他	<ul style="list-style-type: none">定期的にウィルス対策を行い、パターンファイル等は常に最新状態を保つこと。インターネットの接続は不可とする。
UPS	350VA/210W 以上 ※停電後、正常にシャットダウンできる時間の電力が供給できる容量もの

別紙3**機器詳細仕様**

項目	仕様
3 サーバ	1台以上 ※入力データ用1台、イメージデータ用1台の計2台でも可とする。
OS	入力ソフト、イメージビューアソフトが正常かつ円滑に動作する機能を有するもの。
CPU	
メモリ	OSがWindowsの場合はサポート期間内のものとする。
HDD	① RAID構成によりハードディスクを冗長化し、ハードディスク障害のリスクに備え、格納データの復旧を保証すること。 ② 下記容量の記録が可能であること。 <ul style="list-style-type: none">・ 入力データ=40GB以上・ イメージデータ=300GB以上
ディスプレイ	液晶15インチ以上
その他	・定期的にウィルス対策を行い、パターンファイル等は常に最新状態を保つこと。 ・インターネットの接続は不可する。
ネットワーク	100BASE-TX以上のインターフェイスを備えること。
UPS	350VA/210W以上 ※停電後、正常にシャットダウンできる時間の電力が供給できる容量もの
その他	・サーバ本体及びHDDは盜難防止策を講じること。 ・故障及び撤去時は、HDD内のデータを業務履行場所において、データ消去ソフトを使用しデータ消去すること。万が一、データ消去できない場合は、HDDを物理破壊すること。
4 プリンター	1台以上
5 ネットワーク関連機器	無線は不可とする。

別紙4

ソフトウェア仕様

※入力ソフト及びイメージビューアソフトは、令和3年1月中旬までにテストを実施し、正常に動作することを確認すること。

項目	仕様
1 入力ソフト	
<input type="checkbox"/> 入力画面	① 本表3「入力用データ」に示す仕様のデータによる入力が可能であること。本表4「課税資料データ」の作成が可能であること。 ② <u>作業日程(別紙1)</u> に記載の全課税資料が入力可能であること。 ③ ベリファイ機能を持つこと。
<input type="checkbox"/> 入力項目のリフォーマット機能	所得及び控除の種類別に入力した項目をリフォーマットする機能を持つもの (「ソフトウェア詳細仕様」(別紙5) 参照)
<input type="checkbox"/> ヘッダ一部の自動セット機能	予め課税資料の任意枚数単位の束(以下「バッチ」という。)毎の番号を各データのヘッダ一部へ自動セットする機能を持つもの (「ソフトウェア詳細仕様」(別紙5) 参照)
<input type="checkbox"/> KSK入力票対応	KSK入力票の資料番号については、スキヤニング時に課税資料に打番した資料番号ではなく、KSK入力票に記載されている資料番号を格納すること。
<input type="checkbox"/> 税制改正等の対応	税制改正等の対応等、必要に応じて本市の指示に従いソフトウェアの改造を行うこと。
2 イメージビューアソフト	
<input type="checkbox"/> 画面表示	JPG形式のイメージデータを正常に表示できること。
3 入力用データ	<p>(データ体系の概略)</p> <pre> graph LR BN[バッチ番号] --- dataSub[data] dataSub --- idx[001.idx] dataSub --- imageSub[image] imageSub --- jpg[001.jpg] subgraph Legend direction TB L1[格納フォルダ] --- BN L2[サブフォルダ] --- dataSub L3[データファイル] --- idx L4[データファイル] --- jpg L5[(インデックスファイル格納用)] --- dataSub L6[(イメージファイル格納用)] --- imageSub L7[(インデックスファイル)] --- idx L8[(イメージファイル)] --- jpg end </pre> <p>※ KSK入力票及び市申告(一般・簡易)は区コードフォルダ、資料区分フォルダの下位に上記の構成でセットする</p>

別紙4

ソフトウェア仕様

項目		仕様		※ 給報は年度 フォルダの下位 に上記の構成で セットする
	区コード	行政区	資料区分	
	11	青葉区	42	給報
	21	宮城野区	31	年報
	31	若林区	なし	KSK入力票
	41	太白区	21	市申告（一般）
	51	泉区	22	市申告（簡易）
		55 寄附申告通知		
格納フォルダ		<ul style="list-style-type: none"> ・ バッチ単位に作成 ・ フォルダ名称=バッチ番号 ・ バッチ番号構成=バッチ確定時の年月日時分秒 (例) 2021年1月30日10時30分40秒 ⇒20210130103040 		
サブフォルダ		<ul style="list-style-type: none"> ① インデックスファイル格納用 ② イメージファイル格納用 		
データファイル		<ul style="list-style-type: none"> ① インデックスファイル <ul style="list-style-type: none"> i 課税資料1枚に対して1ファイル作成される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給報と総括表は別ファイルで作成される。 ・ 市申告（一般・簡易）及びKSK入力票は2ファイルで1組とし表面のファイル名に'F'、裏面のファイル名に'R'を表記する。 ii 拡張子=idx iii 課税資料に打番した資料番号、表裏区別、回転角度、イメージスキー結果が記録される。 ② イメージファイル <ul style="list-style-type: none"> i 課税資料1枚に対して1ファイル作成される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給報と総括表は別ファイルで作成される。 ・ 市申告（一般・簡易）及びKSK入力票は2ファイルで1組とし表面のファイル名に'F'、裏面のファイル名に'R'を表記する。 ii 拡張子=jpg iii 出力階調=24bit カラー iv 解像度=200dpi 		

別紙4

ソフトウェア仕様

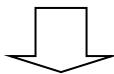
項目	仕様
バッチ情報インデックス ファイル	バッチ単位の書き込みが終了したことを示すインデックスファイルを格納フォルダ内に生成する (記録内容) 自身のバッチ名、保存されたパス名等
引渡し媒体	DVD-R 引き渡した媒体には書き込みをしないこと。
4 課税資料データ(納品用)	
ファイルレイアウト	納品用として作成するデータのファイルレイアウトは別途指示する「令和3年度個人市民税課税資料データパンチ要綱」の外部ファイル仕様書のとおり。 ※KSK入力票の資料番号については、スキヤニング時に課税資料に打番した資料番号ではなく、KSK入力票に記載されている資料番号を格納すること。
ファイル名称	① 給報=TA 給報 DAT 半角 全角 ② 年報=TA 年報 DAT ③ 市申告（一般・簡易）=TA 共通申告書 ④ KSK入力票=TAKSK 第二表 半角 全角 ⑤ 寄附申告通知=TA 寄附特例申請書
CSV データ	DAT ファイルの他に、CSV データを提供すること。
受け渡し媒体	DVD-R (本市が用意)
暗号化	納品用データは暗号化して引き渡すこと。

ソフトウェア詳細仕様

1 所得金額、控除金額等のリフォーマット方法

以下のフォームに入力された収入金額等を金額 CD とそれに対応する金額にリフォーマットしデータを作成する。

入力 フォーム	営業収入	給与収入	年金収入	社保料控除	生保料控除	損保料控除
		2,000,000		300,000		3,000



データ	金額 CD1	金額 1	金額 CD2	金額 2	金額 CD3	金額 3
	007	2000000	111	300000	116	3000

2 バッチ組みの考え方及びヘッダ一部のセット方法

(1) バッチ組み

給報は概ね 300 枚、申告書 100 枚を 1 バッチとし、スキャニングの際に資料番号管理表を作成する。

(資料番号管理表)

項目	入力年度	処理区	日付	開始番号	終了番号	資料区分	備考
1	2021	0100	0131	000001	000500	42	
2	2021	0100	0131	000501	001000	42	指定番号 13000019～
3	2021	0100	0131	001001	001500	42	

(2) ヘッダ一部のセット方法

管理表に従い同一バッチ内の資料について、ヘッダ一部（ファイルレイアウトの項目 1～7）に同一の送付票送付票情報をセットする。

固定入力		管理表より入力					資料番号
市町村 CD	送付票 年度	送付票 処理区	送付 票 日付	送付票 開始	送付票 終了	送付票 資料 区分	
041009	2021	0100	0131	000001	000500	42	… 2021-0100-0131-000001
041009	2021	0100	0131	000001	000500	42	… 2021-0100-0131-000002
:							
041009	2021	0100	0131	000501	001000	42	… 2021-0100-0131-000501

※給報のとき、次の総括表まで指定番号 13000019 で入力する。

別紙6

入出力編集仕様書		作成修正日	版	作成修正者
		2009.02.16	5.10	個人住民税T
サブシステム名	TA:個人住民税			
ジョブステップ名	TABQA601:給報報告者抽出			
出力ファイルID	TAQ電申_給報報告者	共通エリア名	TAQ電申給報報告者.cma	
出力概要	TA給報報告者より編集する。 ※出力ファイル名: TAQ電申_給報報告者.csv			
出力項目名称	属性(桁数)	項目編集・条件など	取得元	
			ファイルID/テーブル名	項目名称
相当年度	LONG	←	TA給報報告者	相当年度
指定番号	NUM(12)	←	TA給報報告者	指定番号
宛名番号	NUM(12)	←	TA給報報告者	宛名番号
事業所種別コード	ZCHAR(01)	←	TA給報報告者	事業所種別コード
除籍区分	ZCHAR(02)	←	TA給報報告者	除籍区分
除籍年月	ZCHAR(06)	←	TA給報報告者	除籍年月
総括票発送状況コード	ZCHAR(02)	←	TA給報報告者	総括票発送状況コード
報告合計人数	LONG	←	TA給報報告者	報告合計人数
総括受付年月日	ZCHAR(08)	←	TA給報報告者	総括受付年月日
最終登録年月日	ZCHAR(08)	←	TA給報報告者	最終登録年月日
年金事業所区分	ZCHAR(01)	←	TA給報報告者	年金事業所区分
受給者番号必須区分	ZCHAR(01)	←	TA給報報告者	受給者番号必須区分
法人番号	NUM(13)	平成28年1月から追加制度法人番号をセットする。		

別紙7

給報年報提出リスト一覧

No	リスト名	抽出データ種類	抽出内容	提出時期	処理方法
1	報告人数不一致リスト	総括表	総括表の記載人 数と実際に入力 した明細書の件 数が一致しない データを抽出	ロット毎	本市の回答結果に基 づきデータを修正す ること
2	除籍区分ありリスト		指定番号一覧デ ータより、事業所 種別が特徴かつ 除籍区分がある データを抽出		
3	指定番号不一致リスト		指定番号一覧デ ータより、指定番 号が一致しない データを抽出		
4	内容重複リスト	給与支払報告書 公的年金等支払 報告書	総括表の指定番 号・氏名・支払金 額・生年月日が全 て重複するデータ を抽出		本市の指示により指 定されたデータを削 除すること

番号	丁一タ名	件数	仙台市⇒受注者		受注者⇒仙台市 納品日	受領印 受領印
			持込日	受領印		
1	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
2	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
3	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
4	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
5	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
6	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
7	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
8	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
9	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
10	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
11	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					
12	□ 給報 □ 給報報告者 □ 年報 □ 市申 □ KSK入力票 □ 寄附金					

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

1 個人情報

(1) 個人情報の範囲

この契約において、「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとをいう。

なお、個人情報には、以下の両方を含む。

① 文書、入出力用帳票、図表、台帳などの書面に記載されている個人情報

② 磁気ディスク、光ディスク、磁気テープなどの電磁的記録媒体に記録されている個人情報

(2) 保護すべき個人情報の範囲

保護すべき個人情報には、仙台市（以下「発注者」という。）が貸与したもののか、受注者が収集し、又は作成したもの（成果物、成果物の途中にあるもの等）も含む。

2 個人情報の適正な取扱い

(1) 個人情報の取扱い

この契約において、「個人情報の取扱い」とは、個人情報に関する収集、記入、編集、加工、修正、更新、検索、入力、蓄積、変換、合算、分析、複写、複製、保管、保存、搬送、伝達、出力、消去、廃棄等の一切の行為をいう。

(2) 個人情報の適正な取扱いに関する規定の遵守

受注者は、この契約の履行に伴う個人情報の取扱いについて、仙台市個人情報保護条例（平成16年仙台市条例第49号）の趣旨に則り、業務委託契約書に規定する個人情報の保護に関する事項を遵守しなければならない。

(3) 個人情報の取扱いについての再委託の禁止

受注者は、この契約の履行に伴う個人情報の取扱いについて、再委託をしてはならない。

ただし、特別な事情があると発注者が認めた場合はこの限りではない。

(4) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査票の遵守

受注者は、発注者に提出した個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査票に記載した事項を遵守しなければならない。

3 個人情報の取扱いを行う場所及び作業内容

(1) 作業場所及び作業内容

個人情報の取扱いを行う場所（以下「作業場所」という。）及び作業内容は、別紙「個人情報の取扱いに係る作業場所及び作業内容に関する届」のとおりとする。

(2) 届の提出等

受注者は、「個人情報の取扱いに係る作業場所及び作業内容に関する届」を、個人情報の取扱いに係る作業の開始前までに発注者に提出しなければならない。

(3) 作業場所等の変更

受注者は、作業場所又は作業内容について変更しようとする場合は、変更の理由を付して発注者

に書面で申し入れ、変更後の作業場所又は作業内容について、発注者による事前の調査及び承認を受けなければならない。

なお、作業場所の変更には、別の場所への切替えのほか、区画、部屋等の仕切りの変更、設備の改造等を含む。

4 個人情報の取扱いに係る体制

(1) 管理監督者

① 管理監督者とは、個人情報保護責任者及び作業責任者をいう。

② 個人情報の取扱いに係る作業の管理監督者は、別紙「個人情報の取扱いに係る管理監督者に関する届」（以下「管理監督者届」という。）のとおりとする。

(2) 作業従事者

個人情報の取扱いに係る作業従事者は、別紙「個人情報の取扱いに係る作業従事者に関する届」（以下「作業従事者届」という。）のとおりとする。

(3) 誓約書

受注者は、管理監督者及び作業従事者に対して、個人情報の取扱いに関する遵守事項を周知し、社内において、個人情報の適正な取扱いに関して誓約書に押印させ、提出させなければならない。

(4) 届等の提出等

受注者は、管理監督者届、作業従事者届及び誓約書の写しを、個人情報の取扱いに係る作業の開始前までに発注者に提出しなければならない。

(5) 管理監督者又は作業従事者に関する変更等

① 受注者は、管理監督者又は作業従事者について変更し、追加し、又は減少させようとする場合は、変更等の理由を付して発注者に書面で申し入れ、管理監督者又は作業従事者の変更等について、発注者の事前の承認を受けなければならない。

管理監督者又は作業従事者に関する事項（役職、氏名、経歴、資格、作業内容、所属、身分その他個人情報の保護に関する重要な事項）について変更しようとする場合も同様とする。

② ①による管理監督者又は作業従事者の変更等にあたっては、申入れの書面に、変更後の管理監督者届、作業従事者届及び誓約書（誓約書については、変更又は追加された管理監督者又は作業従事者の分に限る。）を添付しなければならない。

(6) 第三者による個人情報の取扱いの禁止等

① 受注者は、(4)の届に記載した者又は(5)の発注者の承認を受けた者以外の個人及び法人その他の団体（以下「第三者」という。）に、個人情報の取扱いを行わせてはならない。

② 受注者は、この契約の履行において、第三者に個人情報の取扱いを行わせる必要があると判断するときは、その理由を付して発注者に書面で申し入れ、当該第三者による個人情報の取扱いについて、発注者の事前の承認を受けなければならない。

5 個人情報の受渡し、搬送

(1) 個人情報の受渡し

① 受注者は、個人情報の受渡し（納品、貸与品の返却に伴うものを含む。以下同じ。）について、その日時、場所、担当者、内容、数量等の必要な事項を計画として定め、当該計画を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

② 発注者及び受注者は、現に個人情報の受渡しを行う場合には、その日時、場所、担当者、内容、数量等の必要な事項について記録した書面を作成し、受渡し完了後に発注者と受注者双方の署名、押印等をもって確認するものとする。

(2) 個人情報の搬送

- ① 受注者は、個人情報の搬送について、その日時、経路、担当者、荷物の梱包状況、使用車両、交通手段等の必要な事項を計画として定め、当該計画を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- ② 発注者及び受注者は、現に個人情報の搬送を行う場合には、その日時、経路、担当者、荷物の梱包状況、使用車両、交通手段等の必要な事項について記録した書面を作成し、搬送完了後に発注者と受注者双方の署名、押印等をもって確認するものとする。

(3) 計画の変更等

受注者は、個人情報の受渡し及び搬送に関する計画を変更しようとする場合は、変更後の計画を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

(4) 計画を記載した書面等の統合

個人情報の受渡し及び搬送に関する計画を記載した書面（変更に係るものを含む。）及び現に個人情報の受渡し及び搬送を行う場合の記録の書面は、発注者と受注者の協議により、これらの書面の全部若しくは一部又はこの契約の履行に係る他の書面と統合して作成し、使用することができる。

6 個人情報の保護に関する計画

(1) 人的、物理的及び技術的な保護に関する措置の計画

受注者は、個人情報の取扱いにあたっての人的、物理的及び技術的な保護に関する以下の措置について具体的な計画を定め、当該計画を記載した書面を発注者に提出し、事前に発注者の承認を受けなければならない。

- ・個人情報の保護、適正な取扱いに関する遵守事項の周知（周知文の配付、掲示等）
- ・個人情報の保護に関する研修等の実施
- ・管理監督者の作業への立会い・監督等の体制の整備（管理監督者の人数、立会い時間、作業の開始・終了、休憩時間の監督体制等）
- ・作業場所等における管理監督者及び作業従事者の表示（名簿の作成、掲示等）
- ・管理監督者、作業従事者、訪問者等第三者の識別（識別票の携行、名札の着用等）
- ・作業場所で従事している者の把握（出欠の表示等）
- ・作業分担の周知・確認（作業分担表の作成、掲示、配付等）
- ・作業従事者の入替わり・交代の手順（入替わり・交代に要する時間、業務の引継ぎ・確認等）
- ・作業場所への出入の管理（守衛、ＩＤカード等による入室権限の確認等）
- ・作業場所の施錠の管理（施錠者・開錠者の指定、鍵の保管方法等）
- ・作業に使用する機器類（主にパソコン、外付けドライブ等の情報機器等）の限定・特定（種類・性能、台数等の確認、複数業務の同時並行処理の禁止等）
- ・持込み・持出し品等の管理（出入者、許可者、日時、目的、持出し・持込み物品の記録等）
- ・個人情報の保管方法（耐火保管庫の設置・利用、保管庫の鍵の管理等）
- ・個人情報の管理方法（保管場所からの持出し、返却方法等）
- ・個人情報の不正な複製、複写等の防止（持ち運び型の電磁的記録媒体への記録・複製の権限管理、紙媒体の複写の権限管理等）
- ・防犯（守衛による巡視、機械による監視等）
- ・防火（防火責任者の指定等）
- ・物品紛失、盗難等の防止（端末等のワイヤー固定、外部記録媒体等の物品の数量管理等）

- ・個人情報への不正なアクセスの防止（ID・パスワードによる権限確認、アクセス記録の作成・保管、ネットワークからの独立等）
- ・個人情報の送信防止（電子メール等による個人情報の送信の防止等）
- ・個人情報の改ざん・破壊・漏えい等の防止（ウィルスチェックの実施、作業機器への不要なソフトウェアの導入禁止等）
- ・事故・障害による被害の拡大防止（バックアップの適切な取得、バックアップの保管方法、補助電源の設置等）
- ・事故・障害発生時の緊急連絡体制の整備（発注者・受注者・その他の関係者等の連絡網の作成、周知等）
- ・作業状況の報告（作業日報の作成、定期的又は発注者の要求に応じた作業状況の報告等）
- ・作業上不要な情報の消去、廃棄等（消去・廃棄方法の指定とその確認・記録等）
- ・契約の終了・解除又は発注者の指示による貸与品の返却、成果品の納品、複写物等の消去・廃棄等（返却・納品・消去・廃棄方法の指定とその確認・記録等）

（2）受注者の工夫等

- ① （1）の措置の事項は例示であって、受注者が、この契約の履行にあたり特に必要とされる措置又は受注者の工夫による保護の措置について計画することを妨げない。
- ② 受注者は、（1）の措置について、これらを複合的に実施し、個人情報の保護をより確実なものとしなければならない。

（3）計画の変更等

受注者は、個人情報の保護に関する計画を変更しようとする場合は、変更後の計画を記載した書面を発注者に提出し、事前に発注者の承認を受けなければならない。

（4）計画の是正等

- ① 発注者は、受注者の提出した計画を記載した書面（変更に係るものを含む。）について、個人情報の保護に関する措置として不十分な点があると認めるときは、受注者には是正を求めることができる。
- ② 受注者は、発注者による是正の要求に対して、速やかに対応しなければならない。

7 立会い、実地調査等

（1）作業への立会い

- ① 受注者は、この契約の履行に係る個人情報の取扱いの作業について、発注者が立会いを求める場合は、これを拒否してはならない。
ただし、受注者自身の情報保護措置に支障をきたす等の正当な理由がある場合は、その理由を明示して、発注者の立会いを拒否することができる。
- ② 発注者は、①のただし書きにより、作業への立会いを拒否された場合は、受注者に対して作業状況の報告を求めることができる。

（2）個人情報の取扱いに関する調査

- ① 発注者は、この契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、受注者の作業場所その他の施設について、定期又は不定期に調査を行うことができる。
この契約が終了し、又は解除された場合においては、この契約の履行に係る個人情報の取扱いに関する事項に限り、受注者に対して調査を行うことができる。
- ② 受注者は、①の調査を拒否してはならない。
ただし、受注者自身の情報保護措置に支障をきたす等の正当な理由がある場合は、その理由を明示するとともに、この契約の履行に係る個人情報の取扱いが適正であることを証明したときに

限り、発注者の調査を拒否できる。

(3) 個人情報の取扱いに関する改善指導

- ①発注者は、(2)に規定する調査により、受注者の個人情報の取扱いに不適切な点を認めたときは、受注者に対して、必要な是正措置をとるべきことを請求することができる。
- ②受注者は、発注者による是正措置の請求に対して、速やかに対応しなければならない。

特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

第1条（特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守）

受託者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、仙台市（以下「発注者」という。）の定める仙台市個人情報保護条例（平成16年仙台市条例第49号）の趣旨に則り、特記事項を遵守しなければならない。

第2条（責任体制の整備）

受託者は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3条（作業責任者等の届出）

- 1 受託者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4条（取扱区域の特定）

- 1 受託者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

第5条（教育の実施）

- 1 受託者は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第6条（守秘義務）

- 1 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 受託者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第7条（再委託）

- 1 受託者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

第8条（派遣労働者等の利用時の措置）

- 1 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9条（特定個人情報等の管理）

受託者は、本委託業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに

定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

- 一 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- 二 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- 三 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- 四 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- 五 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第 10 条（提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

受託者は、本委託業務において利用する特定個人情報等について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

第 11 条（受渡し）

受託者は、発注者受託者間の特定個人情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

第 12 条（特定個人情報等の返還又は廃棄）

- 1 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報等について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 受託者は、本委託業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、本委託業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

第 13 条（定期報告及び緊急時報告）

- 受託者は、発注者から、特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 受託者は、特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第14条（監査及び検査）

- 発注者は、本委託業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 発注者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第15条（事故時の対応）

- 受託者は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に係る特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 受託者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 発注者は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第16条（契約解除）

- 発注者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第17条（損害賠償）

受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

行政情報の取扱いに関する特記仕様書

1 行政情報

(1) 行政情報の範囲

この契約において、「行政情報」とは、仙台市行政情報セキュリティポリシー第1章（2）⑧に定めるものをいい、仙台市（以下「発注者」という。）が貸与したもののか、受注者が収集し、又は作成したもの（成果物、成果物の途中にあるもの等）も含むものとする。

(2) 行政情報の取扱い

この契約において、行政情報の取扱いとは、行政情報に関する収集、記入、編集、加工、修正、更新、検索、入力、蓄積、変換、合算、分析、複写、複製、保管、保存、搬送、伝達、出力、消去、廃棄などの一切の行為をいう。

2 行政情報の適正な取扱い

(1) 秘密の保持

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 再委託の禁止

受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 委託目的以外の使用及び第三者への提供の禁止

- ① 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ② 受注者は、その使用者の者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の取り扱いに関して必要な事項を周知しなければならない。

(4) 複写及び複製の禁止又は制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(5) 事故発生時における報告義務

受注者は、行政情報を記録している媒体に滅失、盗難、改ざんその他の事故が発生したときは、直ちに、当該事故の経緯及び被害状況を調査し、必要な措置を講じ、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 行政情報の消去等

受注者は、この契約が終了し、又は解除された際には、この契約の履行に供した行政情報を記録した記録媒体については、①または②の方法により適切に措置するものとし、③の方法で報告する。

- ① 米国情報安全保障監督局が規定する方式、又はそれと同等以上の品質を定義した方式に準拠したデータ消去ソフトを用い、当該行政情報が記録された記録媒体のデータ消去を行うこと。
 - (a) データ消去の回数は、3回以上とする。
 - (b) データ消去の実施後は、行政情報を記録していた媒体（シリアル番号または製造番号、型式などが判別できるもの）ならびに適切にデータ消去が完了したことを示す画面表示を、証拠資料として写真撮影すること。
- ② データ消去ソフトによる行政情報の消去が行い難い場合は、米国情報安全保障監督局が規定する方式、又はそれと同等以上の品質を定義した方式に準拠した方法により、物理破壊を行

うものとする。

- (a) 物理破壊には磁気によるデータ消去を含むものとする。
- (b) 磁気によるデータ消去は、米国国家安全保障局が規定する最新の方式により行うこと。
- (c) 特殊機材等、代替性に乏しく高額製品であり、物理破壊を実施する機会費用が大である場合は、当該製品の製造会社等が推奨する方法により実施すること。但し、当該製造会社等が推奨する方法の妥当性・合理性について確認できる書証等の提供を受けるものとする。
- (d) データ消去の実施後は、行政情報を記録していた媒体（シリアル番号または製造番号、型式などが判別できるもの）を、証拠資料として写真撮影すること。

- ③ 以下の起算日から 5 営業日以内に「データ消去報告書」を本市に提出すること。

	廈外に持ち出して①または②を実施	左記以外の場合
起算日	廈外への持ち出し日	①または②の実施日

- (a) 報告書には、記録媒体名（型式）や台数、消去実施日、方法（方式）などを明記し、証拠写真を添付すること。
- (b) データ消去の対象となる記録媒体が多数におよび、5 営業日を超える場合は、別途「データ消去計画書」を作成し、適切に工程管理を行うこと。
- (c) 記録媒体の処理数が大量にあることに伴い、上記(b)の計画期間が長期（1か月以上）に及ぶ場合は、データ消去が完了したものより順次「データ消去報告書」を提出するものとする。

3 立会い及び実地調査

(1) 作業への立会い

- ① 受注者は、この契約の履行に係る行政情報の取扱いの作業について、発注者が立会いを求める場合は、これを拒否してはならない。
ただし、受注者自身の情報保護措置に支障をきたす等の正当な理由がある場合は、その理由を明示して、発注者の立会いを拒否することができる。
- ② 発注者は、①のただし書きにより、作業への立会いを拒否された場合は、受注者に対して作業状況の報告を求めることができる。

(2) 行政情報の取扱いに関する調査

- ① 発注者は、この契約の履行に係る行政情報の取扱いの状況について、受注者の作業場所その他の施設について、定期又は不定期に調査を行うことができる。
この契約が終了し、又は解除された場合においては、この契約の履行に係る行政情報の取扱いに関する事項に限り、受注者に対して調査を行うことができる。
- ② 受注者は、①の調査を拒否してはならない。
ただし、受注者自身の情報保護措置に支障をきたす等の正当な理由がある場合は、その理由を明示するとともに、この契約の履行に係る行政情報の取扱いが適正であることを証明したときに限り、発注者の調査を拒否できる。

4 契約解除及び損害賠償

(1) 契約解除

発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

(2) 損害賠償

受注者は、(1) の規定により契約が解除されたことにより発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。